

広島県告示第五百八十七号

広島県統計調査条例（平成二十一年広島県条例第七号）第二条第一項に規定する県統計調査を次のとおり実施する。

平成二十八年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行う者の名称

広島県（広島県歯科衛生連絡協議会に委託して実施）

二 調査の名称

広島県歯科保健実態調査

三 調査の目的

広島県の歯科保健状況を把握し、八〇二〇運動（歯科保健推進事業）の取組の効果についての検討や、広島県歯と口腔の健康づくり推進計画において設定した目標の達成度の判定を行い、今後の歯科保健医療対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

四 調査対象者

1 県内を、二次保健医療圏域（広島二次保健医療圏域については、広島市域、海田地域、芸北地域の三地域により構成）を基準とした九地域に分割し、平成二十八年国民生活基礎調査調査地区及び国民健康栄養調査調査地区より一地域につき、一～四地区を無作為抽出した二十四調査地区に居住する者のうち平成二十八年七月一日現在で満十五歳以上の者

2 協力歯科医療機関を受診した者のうち平成二十八年七月一日現在で満十五歳以上の者報告を求める項目

広島県歯科保健実態調査は、「歯及び口腔に関する意識調査」と「歯及び口腔の状況調査」とし、次の事項を調査する。

1 歯及び口腔に関する意識調査

基本情報（住所・年齢・性別）、歯みがきの状況、歯科健診の受診状況、歯石除去の状況、歯みがきの個人指導の状況、かかりつけ歯科医の状況、頸関節の状況等

2 歯及び口腔の状況調査

基本情報（住所・年齢・性別）、歯の状況、補綴物の状況、歯肉の状況等

六 報告を求める事項の基準となる期間

平成二十八年十月十七日から平成二十八年十一月十五日まで

七 報告を求めるために用いる方法

1 歯及び口腔に関する意識調査

- (一) 調査対象者に対して、郵送により調査票を送付し、自記回答後、郵送等で回収する。
- (二) 協力医療機関を受診した者に対して調査票の記載を依頼し、その場で回収する。

2 歯及び口腔の状況調査

- (一) 調査対象者が居住する地区及びその近辺にある指定公共施設又は指定歯科医療機関

において歯科健康診査を実施する。

(二) 協力歯科医療機関で調査に協力が得られた者に対して歯科健康診査を実施する。

八

報告を求める期間

1

調査の周期

概ね五年ごと

調査の実施期間

平成二十八年十月十七日から平成二十八年十一月十五日まで

2